



赤ちゃんが生まれた場合の公的保険の給付内容を教えてください。



中小企業が加入している協会けんぽの健康保険からは被保険者本人が赤ちゃんを産んだ場合は「**出産育児一時金**」。被扶養者の奥さんが生んだ場合は「**家族出産育児一時金**」を受給できます。

赤ちゃん一人につき42万円です。双子だったら二人分を受給できますから84万円になります。

被保険者あるいは被扶養者が出産されたら協会けんぽの各県支部へ申請します。

国民健康保険では「**出産育児一時金**」です。これは被保険者が受給できます。協会けんぽと金額も同じです。

ちょっと一言：協会けんぽの健康保険では保険対象者は被保険者本人でそれ以外は被扶養者です。

例えばご主人が被保険者本人なら奥さん、子供は被扶養者になります。これに対し、国民健康保険では家族全員が被保険者となります。夫婦子供2人世帯ですと世帯主が夫なら被保険者が4人いることとなります。

これは国民健康保険が家族を単位として、1人いくら均等割保険料、1世帯あたりの平等割保険料、所得、資産に対する所得割、資産割保険料で構成されているからです。

一方、協会けんぽの健康保険では奥さんが会社員で、被保険者本人。その夫が失業中もしくは自営業で被扶養者となる場合もあります。





私の妻は赤ちゃんを産む間に産休をとりました。
その間の給料補償は健康保険から受給できるのですか?



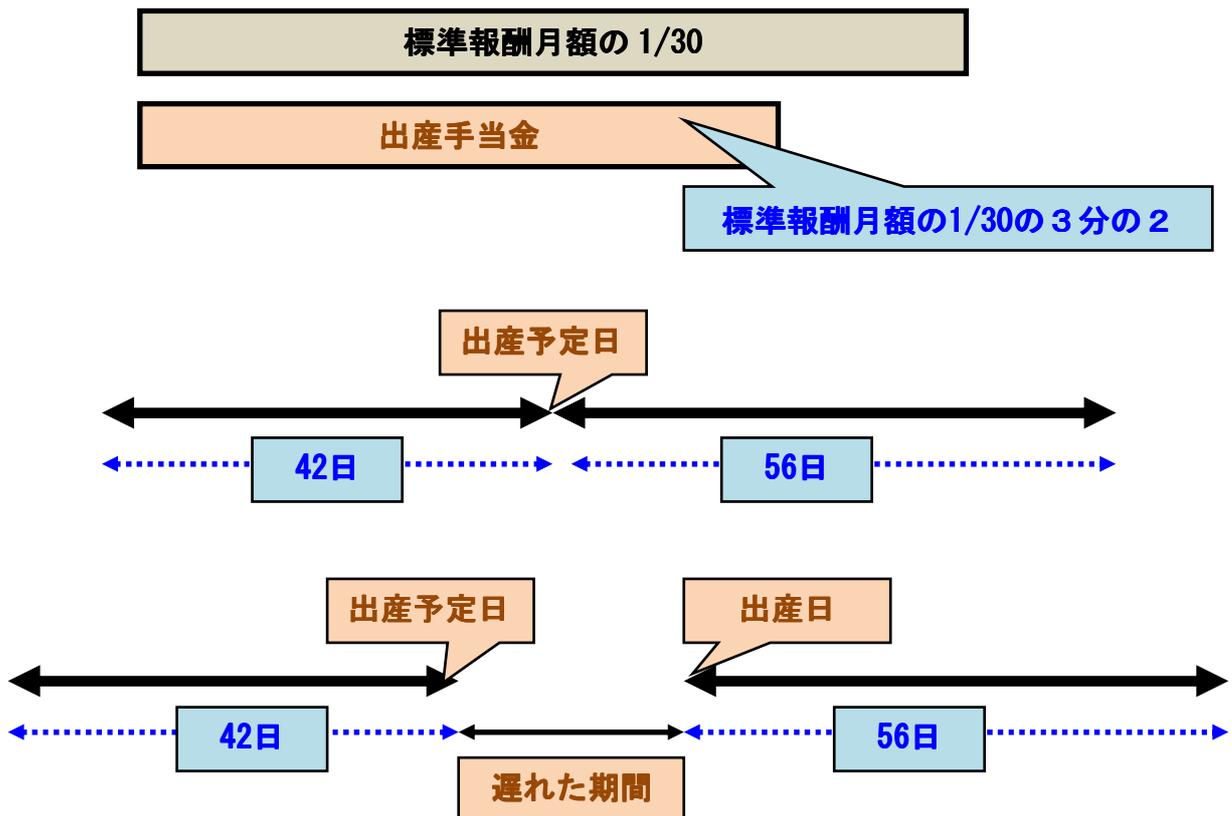
協会けんぽの健康保険に加入している女性で被保険者本人であれば「**出産手当金**」を受給できます。

妊娠、出産したことで、仕事ができなくなり休業しました。

その結果、会社から給料をもらえない場合に、休んだ日、1日につき標準報酬月額(取りあえず給料)の30分の1(10円未満は四捨五入)の3分の2を受給できます。

受給できる期間は、出産予定日前42日間と出産後56日です。ただし、出産予定日より出産が遅れた場合はその期間も含まれます。

なお、国民健康保険には出産手当金はありません。





死亡した場合の協会けんぽの健康保険からの葬祭料と手続きについて教えてください。



協会けんぽの健康保険

■埋葬料

協会けんぽに加入している被保険者本人が死亡した場合に家族が50,000円の埋葬料を受給できます。

■家族埋葬料

被扶養者が死亡した場合に被保険者が家族埋葬料を受給できます。家族埋葬料の額は50,000円です。

■受給申請方法

●被保険者死亡で被扶養者が請求。被扶養者が死亡で被保険者が請求。

- ・埋葬料支給申請書
- ・死亡日が証明できる書類 以下のいずれかひとつ

死亡日の証明書類の例……埋葬許可証のコピー／火葬許可証のコピー／死亡診断書のコピー／死体検案書のコピー／検視調書のコピー／亡くなった方の戸籍(除籍)謄(抄)本、住民票

●被保険者死亡で被扶養者ではなく生計維持の関係がある家族が請求。

- ・埋葬料支給申請書
- ・死亡日が証明できるもの
- ・生計維持の関係の確認できる書類

【同居家族の場合】

住民票(亡くなった方と申請者が記載されているもの)

【別居家族の場合】

定期的な仕送りの事実がわかる預貯金通帳のコピー

定期的な仕送りの事実がわかる現金書留の封筒のコピー

亡くなった方が公共料金等を支払った領収書のコピーのいずれかひとつ





死亡した場合の国民健康保険からの葬祭料と手続きについて教えてください。



国民健康保険

国民健康保険の加入者が死亡された場合に葬祭料として50,000円を受給できます。

■受給申請方法

- ・国民健康保険証
- ・火葬許可証。ただし、死亡届を済ませたことが住民登録等で確認できる場合には不要
- ・申請者(葬祭を行った人)が確認できる書類(領収書等)
- ・申請者(葬祭を行った人)の銀行の口座番号
- ・認印



労災でも葬祭料を受給できると思いますが、労災、健康保険の両方で受給できますか？



業務中の死亡なら労災の葬祭料を受給できます。金額は315,000円に給付基礎日額の30日分を加えた額です。

その額が給付基礎日額の60日分に満たない場合には給付基礎日額の60日分です。労災と健康保険の併せた受給はできません。

